

北後広監第 34号

平成21年12月22日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 畑 瀬 幸 二 様

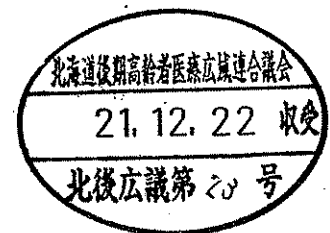
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 松 本 紀 和

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 大 竹 秀 文



平成21年度定期監査の結果に関する報告について

標記の件について、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施し、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり平成21年度定期監査結果報告書を提出します。



平成21年度

北海道後期高齢者医療広域連合
定期監査結果報告書

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員

平成21年度定期監査結果報告

1 監査の期間

平成21年12月9日から平成21年12月22日まで

2 監査の対象

広域連合事務局、広域連合会計班、広域連合議会事務局、広域連合選挙管理委員会事務局、広域連合監査委員事務局

3 監査の範囲

平成21年4月1日から平成21年9月30日までに執行された事務を対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料と関係書類及び諸帳簿等の審査・照合等を行うとともに必要に応じ、関係職員の説明を聴取し実施した。

なお、今年度は、以下の項目に重点を置いた。

(1) 監査対象項目

- ア 支出事務の執行について
- イ 資金管理及び資金運用について
- ウ 契約事務の執行について
- エ 平成20年度定期監査措置状況
- オ 後期高齢者医療制度関係

5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況は、関係書類及び資料等を監査した結果、法令に則して適正に処理されていることを確認した。

監査重点項目の結果は、次のとおりである。

(1) 支出事務の執行について

支出事務の執行については、支出負担行為決議票、資金前渡の関係書類、報酬支給調書等の関係書類を検査した結果、事務処理は適正に執行されていると認める。

(2) 資金管理及び資金運用について

資金管理については、各関係帳簿及び証拠書類を照合した結果、適正な管理が行われていると認める。

また、資金運用についても、適正かつ確実に運用されていると認める。

(3) 契約事務の執行について

契約事務の執行については、関係書類を検査した結果、適正に処理されていると認める。

(5) 平成20年度定期監査措置状況

平成20年度定期監査における指摘事項については、すべて改善されていると認める。

(6) 後期高齢者医療制度関係

平成20年度における医療費統計資料を基に検証が行われており、今後も、医療費の推移等の動向を的確に把握し、適正な医療の給付に努められたい。

6 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて、次の意見を提出する。

平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度は2年目に入った。

制度施行の1年目は、周知不足による混乱、また、度重なる制度改正が行われたことから、事業を円滑に運営するため、広域連合は制度周知や広報活動を中心に取組みなければならぬ状況にあったが、制度が比較的安定した今年度においては、より適正かつ効率的な事業執行が求められるところである。

この度実施した定期監査では、広域連合が行う事務手続きについては、関係法令等を遵守しながら概ね適正に執行されていると認められたが、その一方で、保険料の収納対策や健康診査の受診率の向上などについて、取組みを強化すべき点も見受けられた。

今後とも高齢者の方々が安心して医療を受けられるよう、保険者として制度の円滑運営とその環境整備により一層努められたい。